

共用規約

平成 24 年 1 月 1 日 発効

平成 24 年 7 月 1 日 改訂

(目的)

第 1 条 本規約は、科学技術振興機構（J S T）の研究成果展開事業（先端計測分析技術・機器開発プログラム）「開発成果の活用・普及促進」の採択課題「X線透過格子を用いた位相撮像装置の活用・普及促進」（以下、本事業）において、東北大学多元物質科学研究所百生研究室（以下、甲）において開発した『高感度X線位相撮像装置』（以下、本装置）の共用に関する規則を定めることを目的とする。

(共用期間)

第 2 条 本規約は、平成 24 年 1 月 1 日から本事業が終了する平成 26 年 3 月 31 日までに実施される共用実験に適用される。

(共用申込)

第 3 条 本装置の共用実験を希望する者（以下、乙）は、共用申込書（別紙 1）に必要事項を記載し、甲に提出しなければならない。複数の期間で実験を希望する場合は、それぞれの期間について共用申込書を提出しなければならない。

(共用場所)

第 4 条 本装置を用いた共用実験は、本装置が常設してある甲の実験室（東北大学多元物質科学研究所 科学計測棟 N104 室）にて実施しなければならない。ただし、特殊な目的のため、本装置あるいはその一部を一時的に外部に搬出して行う実験企画がある場合は、乙は予め甲と協議し、甲が了解する場合はその限りでない。

(審査)

第 5 条 共用申込書は、甲が審査のうえ共用実験実施の可否を決定し、原則として共用申込書受付より 1 週間以内に乙に通知する。採択された実験の実施期間については、実験開始の 2 週間前までに甲が決定して乙に通知する。

(共用実験の実施)

第 6 条 本装置の操作は、基本的に甲の研究室員が行う。乙は試料の準備を担当する。

第 7 条 乙は実験データの全てを持ち帰ることができる。また、甲もデータのバックアップを保存する。

第8条 乙が持ち込んだ試料は、実験終了時に全て持ち帰ること。ただし、乙が甲に貸与および譲渡する場合はその限りでない。

第9条 各種倫理規定に基づく承認が必要となる試料の撮影は、原則として本事業では行わない。

第10条 乙が技術習得を目的とする場合や特殊な装置を持ち込んで本装置と共に使用する際は、甲の指導のもと、乙が本装置を操作することを認める。ただし、この場合は、乙は甲と東北大学多元物質科学研究所が定める基準に基づく共同研究契約を締結し、且つ、乙に所属して実験を実施する者が、同研究所が定める放射線作業に関する手続きおよび教育を終えていることを前提とする。

(実験結果の報告)

第11条 共用実験の結果について、乙は実験終了後30日以内に報告書を甲宛に提出しなければならない。

(実験結果の公開)

第12条 共用実験の結果は基本的に公開を前提とし、乙は学会発表や論文発表に努めなければならない。発表は、事前に甲に連絡し、かつ、共用実験に協力した甲に所属する者を共著者とする。さらに、JSTの本事業で得られた成果であることを謝辞として記述すること。

第13条 ただし、乙が希望する場合は、一部の成果の非公開を認める。この場合、非公開部分について、甲と乙は秘密保持契約（あるいは、共同研究契約における規約）を別途締結するものとする。また、非公開の必要が無くなり、学会発表、論文発表、新聞発表、あるいは、製品化などで公表する際は、第12条に準ずること。

(過失)

第14条 乙による明らかな過失により、本装置、甲が所有する物品、あるいは、本装置を設置している建物等を破損させた場合は、乙は原状復帰を基本に弁償しなければならない。

(規約の変更)

第15条 甲は本規約を変更する場合がある。変更がある場合は、それまで申請書を提出した利用者に事前に通知し、且つ、変更内容は、変更が発生した時点以降の受付申請書について適用される。